

○ 市町村サービス一覧【北島町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。）
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	DV相談	パートナーからのDVに関する相談	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、本人確認書類が必要	○		住民課	088-698-9804	
2	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、本人確認書類が必要	○		子育て支援課	088-698-8909	
3	教育・保育給付認定申請及び保育等利用申込・利用	パートナーの子どもが保育所等に入所する際には、同居かつ、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」として申請できる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、本人確認書類が必要	○		子育て支援課	088-698-8909	
4	災害時における同性パートナーの安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、同居である場合は、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供し、別居である場合は、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供するものとする。	①パートナーシップ宣誓書受領証の提示 ②照会者自身の個人を特定できる本人確認書類等の提示 ③安否を確認しなければならない被災者の氏名・住所・生年月日等の個人を特定できる情報および請求の理由の提示	○		危機情報管理課	088-698-9807	